

生涯学習センター及び女性会館における広告付き玄関マット設置事業者募集要項

1 募集内容

生涯学習センター及び女性会館において、民間企業等の広告を掲載した玄関マット（以下「マット」という。）の設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

2 設置場所

別表1「設置対象施設」、別表2「マット設置場所一覧」及び別添図面のとおり。

設置にあたっては当該施設と協議の上、点字ブロック等の障害にならないようにしてください。

3 契約期間及び設置期間

(1) 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とします。

(2) 設置期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とします。

（マットの設置準備及び撤去に要する期間を含む）

※前記(2)の設置期間への応募がなかった施設については、令和2年5月から令和3年1月の各月1日から令和3年3月31日までを設置期間として、随時応募を受け付けます。

(3) 契約の延長

公用若しくは公共用としての使用の必要性や設置事業者の管理状況を勘案して支障がないと判断したときは、当初の条件を変更しないことを前提とし、1年を単位として最大4回まで更新することができます。（最大5年間。令和7年3月31日まで）設置期間の更新を希望される場合は、更新しようとする年度の前年度の11月末日までに申し出てください。

4 規格等

(1) マットのサイズは別表2「マット設置場所一覧」のとおりとし、全面を広告枠として利用できるものとします。サイズ変更については生涯学習課と協議してください。

(2) マットは靴底のクリーニング、防塵、吸水、滑り止め及び防災の機能を持つものとし、杖や歩行補助器による通行にも支障がないものにしてください。

(3) マットは洗浄時に代替品を用意するか、または交換用に1箇所につき2枚以上作成してください。

5 設置事業者の業務

- (1) マットの作成、設置、交換、適正な維持管理及び撤去並びに設置場所の原状回復については、すべて設置事業者において行い、その費用は設置事業者が負担するものとします。
- (2) 広告主の募集（掲出事業者が広告主である場合を除く。）
- (3) 広告の破損並びに広告に関する問合せ等への対応。また、広告内容のトラブルや苦情等の対応は、設置事業者の責とし、迅速に対応してください。
- (4) 設置事業者は、メンテナンスを行う場合は、当該施設へ事前に日時等を連絡するものとします。

6 広告料及び目的外使用料

マットの設置期間中、設置事業者は、広告の掲出の有無にかかわらず、設置期間に応じた広告料及び目的外使用料を納付していただきます。

(1) 広告料

設置事業者において、広告掲出にかかる広告料を提案していただき、その金額を納付していただきます。

ただし、広告料の最低金額を1枚につき24,000円（年額・税抜き）とします。（月割となる場合は1枚につき2,000円（月額・税抜き））

(2) 目的外使用料

マットの設置については、設置場所にかかる行政財産の目的外使用許可を受けるとともに、広告料とは別に、次のとおり目的外使用料を納付していただきます。

目的外使用料は、月額900円/m²であり、使用形態に応じた面積に使用料を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとします。

マットの設置にあたっては、目的外使用許可の許可条件を遵守してください。

(3) 工事等による休館があった場合の広告料及び目的外使用料について

広告料については、1月を超える期間連続した場合には一部を返還しますが、利子を付さないものとします。返還する広告料は、広告掲載を停止した日から起算して1月を超えた日の属する月から、広告掲載を再開した日の前日の属する月までの月額の広告料の合計額とします。目的外使用料については返還いたしません。

7 広告の内容について

名古屋市教育委員会広告掲載要綱（平成18年6月30日教育長決裁）を遵守してください。なお、掲出する広告は、名古屋市教育委員会広告審査会で審査します。

当初申請時の広告内容から変更がある場合は、広告掲載の2ヶ月前までに生

涯学習課へ提出し、審査を受けるものとします。

8 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 募集開始の日から設置事業者選定までの間に指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 募集開始の日から設置事業者選定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付名古屋市長等・愛知県警本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 1月29日付19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

9 申込方法等

(1) 申込先

〒460－8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市教育委員会生涯学習課管理係

(2) 申込期間

令和元年 12 月 24 日（火）から令和 2 年 2 月 25 日（火）午後 4 時まで。

（土日祝休日及び年末年始（12/28～1/5）を除く）

郵送の場合は、同日必着とします。

(3) 申込方法

申込期間内に、次の書類を各 1 部ずつ生涯学習課管理係へ持参又は郵送してください。ただし、選定の結果にかかわらず、提出された書類は返却しません。

ア 名古屋市教育委員会広告掲出申込書（様式第 1 号）

イ 会社概要（パンフレットなど）

ウ 掲載予定の広告案（設置箇所ごとに異なっても可）

10 選定方法等

(1) 設置事業者は、施設ごとに選定することとし、1施設における広告料の合計額（広告料×設置希望箇所数）が最高額である者を選定します。

なお、1施設における広告料の合計額が同額である場合は、広告料総額（広告料×合計箇所数）が最高額である者を当該施設における設置事業者として選定することとします。広告料総額も同額である場合は、抽選により決定することとし、抽選の方法等については別途通知します。

(2) 設置の可否については、生涯学習課管理係から各応募者宛に文書等で通知します。選定された事業者は決定通知を受領後、指定の期日までに広告料及び目的外使用料を納付していただくとともに、マットを設置開始日から指定の位置に設置してください。

11 その他

(1) 申込みにあたっては、現地を必要に応じて確認するとともに、名古屋市教育委員会広告掲載要綱を必ずご参照ください。なお、現地を確認する場合は、事前に生涯学習課管理係へご連絡ください。

(2) 設置期間内であっても、設置事業者の責に帰する理由につき、マットの設置が不適當な事情が生じた場合には、名古屋市教育委員会はマットの使用を中止することができるものとします。

(3) 本要項中に定めのない事項については、名古屋市教育委員会と設置事業者で協議して定めることとします。なお、協議が整わない場合は、名古屋市教育委員会の指示に従うこととします。

問合せ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市教育委員会生涯学習課管理係

052-972-3252

(別表1) 設置対象施設

	施設名	所在地	(参考)平成30年度 利用者数(人)
1	千種生涯 学習センター	千種区振甫町3丁目34番地	97,720
2	東生涯 学習センター	東区葵一丁目3番21号	101,911
3	北生涯 学習センター	北区黒川本通2丁目16番地の3	112,730
4	西生涯 学習センター	西区浄心一丁目1番45号	87,127
5	中村生涯 学習センター	中村区鳥居通3丁目1番地の3	93,096
6	中生涯 学習センター	中区橋一丁目7番11号	83,459
7	昭和生涯 学習センター	昭和区石仏町1丁目48番地	81,577
8	瑞穂生涯 学習センター	瑞穂区惣作町2丁目27番地の3	90,607
9	熱田生涯 学習センター	熱田区熱田西町2番13号	68,774
10	中川生涯 学習センター	中川区富川町1丁目2番地の12	52,572
11	港生涯 学習センター	港区港陽一丁目10番18号	50,142
12	南生涯 学習センター	南区東又兵ヱ町5丁目1番地の10	85,395
13	守山生涯 学習センター	守山区守山三丁目2番6号	92,023
14	緑生涯 学習センター	緑区鳴海町本町54番地	73,884
15	名東生涯 学習センター	名東区社が丘三丁目802番地	85,609
16	天白生涯 学習センター	天白区天白町島田黒石4050番地	103,675
17	女性会館	中区大井町7番25号	211,743

(別表2) マット設置場所一覧

	施設名	設置場所 (枠)	箇所数	サイズ (cm) タテ×ヨコ
1	千種生涯学習センター	正面玄関外側	1	90×180
2	東生涯学習センター	正面玄関内側	2	180×90
3	北生涯学習センター	正面玄関内側	2	100×60
		東側出入口内側	1	100×100
4	西生涯学習センター	階段下	1	80×180
5	中村生涯学習センター	正面玄関外側	1	100×210
		正面玄関風除室	1	173×84
		正面玄関内側	1	173×84
6	中生涯学習センター	正面玄関風除室	2	120×90
7	昭和生涯学習センター	正面玄関風除室	2	148×60
8	瑞穂生涯学習センター	正面玄関風除室	2	150×90
9	熱田生涯学習センター	正面玄関外側	1	120×176
		正面玄関風除室	1	180×180
		正面玄関内側	1	90×180
10	中川生涯学習センター	正面玄関風除室	2	190×90
		正面玄関内側	2	513×90
11	港生涯学習センター	正面玄関風除室	1	300×120
12	南生涯学習センター	正面玄関風除室	2	163×59
13	守山生涯学習センター	本館棟入口内側	1	180×180
		体育室棟玄関外側	1	180×240
		体育室棟玄関内側	1	180×240
14	緑生涯学習センター	正面玄関風除室	2	300×60
15	名東生涯学習センター	正面玄関風除室	2	240×90
16	天白生涯学習センター	正面玄関風除室	1	60×170
17	女性会館	学習棟正面玄関内側	1	90×180